課　　長	係　　長	係　　員

（ボウ　様式１）

承認番号　第　　号

令和　　年　　月　　日

ボウリング共通利用補助券申請書

利 用 年 月	令和　　年　　月　分
利用予想人数	名
申請枚数	**枚**

事業所記号	
事業所所在地 事 業 所 名 Ｔ　Ｅ　Ｌ　（　　）　　－	

≪利用要領≫

【目　的】

被保険者及び被扶養者の健康の保持増進と、心身のリフレッシュを図るため、ボウリング施設の利用について、補助します。

【対象者及び補助額】

補助の対象者は、組合の被保険者及び被扶養者とし、1 ゲームにつき 100 円の補助をする。

※施設において、利用料金を徴収されない者は除く。

ただし、事業所における大会、レクリエーション等で利用する場合は、補助しない。

【利用の方法】

① 施設の利用補助券の発行を希望する事業所は、**各月の利用枚数を取りまとめ、**様式１「ボウリング共通利用補助券申請書」により組合へ申請すること。

② 組合は、申請書に記入された申請枚数（利用予想枚数）を送付する。

③ 利用者は、補助券に、利用者の氏名等所定の事項を記入し、利用の際施設に提出すること。

④ 利用補助は、**1 ゲームにつき 100 円の補助**とし、**1 名につき 1 か月 3 ゲームまで**を限度とする

【契約ボウリング場】

保健事業ポスター参照、または健保組合へお問い合わせください。

【その他】

東海ボウリング場協会加盟センターでは、20 名以上の団体で利用する場合は、利用代表者とボウリング場予約センターとの協議により、団体料金が適用されますので、くわしくは、利用するボウリング場へお問い合わせください。（団体料金設定がある場合に限ります。）

愛鉄連健康保険組合

（事業所→健保）R3.4